

平成25年第4回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成25年12月10日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No.1 15番 佐藤富男君（P71～P101）

・出席議員（17名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則とします。なお、それぞれの1人の議員については、1年に4回、しかも質問の時間が制限されておりますので、答弁のほうは簡潔明瞭にお願いします。

それでは、通告第4、15番佐藤富男君の一般質問を許します。15番佐藤富男君。

◇15番 佐藤富男君

1. 東京電力原子力発電所爆発事故と村民の健康対策について

○15番（佐藤富男君） 15番でございますが、通告の順序に従いまして一般質問を行います。

本日、一般質問の通告が5つほどございます。それで、順を追って質問いたしますが、まず最初に、西郷村原子力損害賠償対策審議会条例、平成24年3月定例会議会において全会一致可決され、また制定されました村民の損害賠償についての条例でございますが、この件について、まずお伺いをいたしたいと思っております。

原発事故から約2年10か月が過ぎたということでございますが、原発事故はこれで終わったのではなくて、これからが始まりだと、私はそのように認識をしております。また、これからあと1年、2年後、本当にまた厳しい時代にならなければいけないということで、本当に心から危惧をしている1人でもあります。

そういう中で、これから何十年も続くこの放射能障害に対しまして、さまざまな村民を守っていくための施策、対策というものが、我々行政に与えられた責任であるし、また、我々の責務であろうと思っております。

そういう中で、平成24年3月定例会議会におきまして、西郷村原子力損害賠償体策審議会条例というものを議員発議で上程いたしまして、全員の賛同を得て、この条例が可決、成立をいたしました。あれからもう本当に1年10か月過ぎますが、この対策審議会がいまだその日の目を見ないで設置されていない、そして、村民の方々に対する損害賠償に対しての行政側の支援というものが欠けていると、できていないという状況になっております。

西郷村民の方々の健康被害、そしてまた精神的な賠償、そしてまた農作物の賠償、営業補償などの面につきましても、東京電力に対してきちんと精査をして調査し、そしてまた請求をすべきものと思っております。また、行政におきましても、原発事故がなければ、当然生じ得なかった村の一般会計からの経費の支出なども、今この原発事故によって多額な村民の税金が使われ、またそしてこれからはますます増えてくるであろうというふう認識をいたしております。こういったものについても、きちんと

と東京電力、また国に対して、村民に代わって、村民の税金をとにかく無駄に使わない、そしてまた、当然その責任は東京電力、また原発を推進してきた国にあるわけですから、それに対してきちんとした、毅然とした請求をすべきだと私は思っております。

また、原発事故に起因する、これから村民の方々のいろいろな病気の問題や、また病院への検診、またその通院、そういったものについても、これもやはり出てきております。こういったものに対しても、行政側がそれなりの道筋を立ててあげなければ、一般の村民の方々にとって、これは賠償を請求しようもないし、またどのようにしていいかわからないという状況であると思えます。

そういう中において、先日、村民と議員との対話集会も行われましたけれども、この中においても、東京電力に対する強い抗議の言葉が数多く出されました。いわゆる毎日の生活の中で、本当に精神的な苦痛とか、それから庭にある柿の実を食べられない、山のクリも食べられない、山菜も食べられないし、川の魚も食べられない。今日、川谷の小学生の方々も見えておりますが、こういった子どもたちが原発事故の前であれば、阿武隈川の源流に入って川で泳いだり魚をとったり、山に入って山の山菜を食べたり、花を摘んだり、そういう本当の人間としての通常の行動ができたものが、現在はできない状況にあるわけです。これがまた今年1年で終わるのであれば我慢のしようがありますけれども、これが延々として続くと、このことについて、あまりにも今、首長さん方は安易に考えているのではないのかなと、私は思わざるを得ない。その結果として、いわき市、郡山市、福島市、二本松市、広野町ですか、そういったところの首長さん方がすべて選挙において落選されております。これは、とりもなおさず、住民が首長さんの原発事故に対する取り組み、姿勢、これに不満があるし、また非常に私は県、または国にくみして住民の側に立っていない行政執行がそのような結果を生んだと私は見ております。

我が村においても、私は残念ながら現村長が本当に子どもたちのことを思って、しんから行政にそのような手を差し伸べて言っているかということ、私はそのようには感じておりません。

そういう意味からしても、まずこの東京電力原子力発電所爆発事故に伴う、この賠償についての審議会条例、審査会条例をどうして、この大事な審査会条例を立ち上げないのか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 15番佐藤議員の一般質問にお答えをいたします。

川谷小学校の皆さんのお話が出ましたけれども、この放射能に関して、いろいろな制約があります。それを乗り越えて、そして我がいい村をつくらうということにおいて、この議会も私たちもいるという中において、今この条例の施行について、何もやっていないではないかというお話がありましたので、これについてお答えをしたいと思います。

この議員提案でできたということで、村長の諮問に応じて原発施設の事故に起因す

る損害及び健康被害に係る損害賠償請求に関する対策について、調査及び審査すると、こういうことでもあります。やはり現在おっしゃるとおり、本当にこの原発事故がなければ、こういった心配はする必要はないわけでもあります。しかし、国策としてやってきたものがこれほど大きな被害をもたらすとは誰も思っていなかった。さて、どうするかということでもあります。

この損害賠償は、不法行為とか不作為とかいろいろな責任があって、それについてこうむった被害について賠償を請求するということでもあります。どれほどの大きな訴訟事件になっていくんだろうということを見たときに、もうあの3月の時点で世の識者は、かつてない幅と広がり、それから長さになっていくだろうという話がありました。その中において、どれがこの賠償に賠償するのかといいますと、やはり今だんだんその順番は進んでおります。政府が避難の指示をした、あるいは出荷制限をした、あるいはそういった政府の指示がある、それで進めなくなった、あるいは仮設住宅に、今日の新聞に出ましたね。慰謝料2万5,000人の方々、浜通りの方々、家に住めない、その慰謝料をどうするか、追加をしましょうということが今日の新聞に出ました。そういう発表があったそうでもあります。そういった政府の指示。それから、そのことによって仕事ができなくなった、職業、子どもの健康、あるいは風評、あるいは今言われた役場だと、公共事業におけるいろいろな被害、そういった諸々が分類されています。一つ一つ個別にやっていくというのが個人の損害賠償になるわけですが、そうしますと、時間も、あるいは機動的な運営ができない。どうしたか。国はその法律をつくっている。原子力損害賠償の法律であります。その中において、原子力損害賠償の審議会が指針を出していきます。個別のものは当然対象になってやるわけですが、しかし、迅速化を目指すためには、そういった指針をつくる、類型化をしていく、そしてその紛争を早く進めるために賠償のADRをつくりましたね。そういったことをやった。

今、農業関係においては、牛乳、牧草、野菜、そういった問題についても、3月のあの時点で牛乳を捨てるしかない、そういった状況、出荷制限が出てきました。それから、野菜も下落をしている。そういったことの類型化があって、それは農業関係で農協を中心にやっている。それから、商業、工業についても、こういった団体がつくって、そして類型化を求めていく。この原陪審における指針、その中に盛り込んでいる。ただ、まだ中間であります。不満、あるいはそれに見合うものがいっぱいある。順次類型化を進める、より細かに、より幅広くという要望をしているところではありません。

その中において、進んでいる中において、どう私は考えてきたかということですが、先ほどの条例の損害賠償請求に関する対策調査及び審議する、これはもちろん言われたことは、福島県浜通りはもちろん最高であります。そして、私たちはこの放射能の原発のプルームがこっちに飛んできた。正しく測って、そして正しくその影響を見て、そして対策をしようということになりました。

こういうことを考えてきますと、原発事故に伴う損害賠償の請求は、原陪審の指針

に指針に基づいて行われております。農業や営業等に関しましては、商工会とか農協とかを通じて、もう既にこの請求を行っている。皆様の中においても、具体的にそういったルールにのっとってやっている人がいることを承知しております。そして、数億円の支払いがもう済んでいるということを商工会等でも聞いております。そこで行われておりますが、それでは個人の類型化された標準であります。さらにそれで納得できないといった場合は、代理人を立てて個人的な損害賠償事件になっていく、ようするに裁判になっていくわけでありませう。

そうしてやっていく場合に、個人でやっていくときに、行政がどこまで入るのかということでありませう。この浪江町でわかりますように、個人のものについては、個人の代理人、弁護士を通じてやっていく。ただ、類型化できるといったものがどこだろうということ、浪江町は精神的苦痛、慰謝料、浪江町は原発の被害が大きい、さらに荒廃する放射能物質が高いために家に住めない。要するに全員避難しています。もう既に2万人、共通の慰謝料を請求しようではないかということをやっているわけでありませう。

我が西郷村においてはどうかということでありませうので、この対策をするとした場合においては、そこまで行政は個人について踏み込めない。審議会でも同じ状況になるのではないかと、私はそう思っております。そして、錯綜しないようにするためには、こういったことを注意することが必要でありませうので、なかなか諮問には至らんだろうというふうには考えております。

もちろん、手続等のいろいろ案内等については、行政としてもできることは何でもやっていくということでありませうので、そういった原陪審の指針の細分化、あるいは私たちは会津、白河、区分をされませう……

○議長（鈴木宏始君） 村長、答弁は簡潔にお願いします。

○村長（佐藤正博君） （不規則発言あり）ですから、そういうことで、今の国、それから原陪審の指針、細分化等が進んでということなので、それはやはり同じ状況になるというふうには私は思っておりますので、その時期、もちろんこれから推移を見てやっていきますが、その時期が来たとするならば、もちろんこれは発動するということを考えておりますので、そういう状況にあることをご理解いただければと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君の再質問を許します。

○15番（佐藤富男君） 再質問を行います。本当に情けないというか、本当にこの西郷村の首長は、村民の生活、子どもたちの生活、そういったものに本当に真剣に取り組んでいるのか、また現状を知っているのかということをやわらざるを得ない。そして、今のお話を聞きますと、すべては県任せ、国任せ、そして何もしないで手をこまねいてただ待っているのが今の西郷村の首長。

我々議会といたしましては、そういうことを手をこまねいているのではなくて、みずから我々が率先をして、国が賠償金をくれないのであれば、東電がくれないのであれば、我々は行動を起こしました。そして、請求をしました。そして、さまざまな資料もつくりました。請求しました。そして、先日、参議院議員の荒井広幸先生のとこ

ろに私たちが行って、参議院議員会館の会議室にお招きをいただいて、そこで会議を開きました。そこで荒井先生が言ったことは、開口一番、皆さん、東京電力から4万円もらったでしょう。あれは西郷村議会の方々の活躍ですよとはっきり言っていました。私たちが何もしなければ、これは恐らくその4万円すらももらえなかったかもしれない。

そして村長、いいですか。新白河駅前の、私の家ですよ、本当に駅前の駐車場のすぐ脇の民間の方が持っている駐車場がある、その駐車場と歩道の脇の間のたまっていた砂、あそこに何マイクロシーベルトがあったか。何と16マイクロシーベルトあったんです、放射線量が。そして、新白河駅前のその側溝のところにあれを当てたらば、14マイクロシーベルト。1メートルで0.8マイクロシーベルトあるんです。タクシー乗り場、あそこタクシー乗り場の、いわゆる歩道と駐車場の、道路との脇の側溝のところ、表面ですけれども、3マイクロシーベルト。ということは、あれがもう半年以上過ぎて、1年近く過ぎての線量ですから、あの当時の間にどれほどの村民が被ばくをされたんですかということなんです。これについて私たちは詳しいデータをつくり、線量計を持って行って測り、その写真を撮って、あの紛争審査会の能見会長に渡しました。対策室に持っていきました。すべて西郷村を現状を知ってもらいました。こういう動きがあって、初めて行政は動くんです。ただ手をこまねいて待っているのではダメなんです。

今回の時効の問題、3年が10年に延びました。これは国民全部が村長のように黙っていたらば、3年で終わりでしたよ。やはり真剣に取り組んで、みんなが頑張ったら国も動いた、東電も動くんです。今度は特定秘密保護法、これだって手をこまねいてすべて任せっ放しにしていたら、何のことなく、参議院国会通りました。国民が大きな疑問の声を上げたから、あれだけ安倍総理も今ああやって反省していますと言っていますが、これは詭弁でしょうけれども、それで国が動くんです。すべて世論が国を動かすんです。それが政治なんです。

その根本的なことをやらなければ、これはいけないし、例えば村長が今やることは、今日、川谷小学校の子どもたちも来ています。例えばの話です。私が首長ならば、川谷小学校の校庭の脇に川をつくります。3メートル、5メートルの川をつくります。そこに石を入れて、そして水道水を流して、魚を放して、そして川をつくってあげます。夏はその川で遊んでくださいと。いいですか。そのかかった費用は全部東京電力に私は請求をします。なぜなら、東京電力の放射能汚染によって川が使えないんですから、当然国の責任でしょうということです。今、子どもたちが川で遊べない、こんなばかな話はないんですよ。私たち子どもの頃にどれほど川で遊んで、魚を手でつかんで、泳いできたかわかりません。そういった問題も、我々はだから対策審査会をつくって、そこでそういったもの諸々審査をして、そして皆さん村民の声を聞いて吸い上げてやるべきだと私は言っているんです。

これね村長、実例を挙げます。村長のように黙っていたらば、何もならなかった。実は、村内のある村民の方です。自分の家の娘さんが妊娠をして西郷村に帰ってきた

と。たまたま3月12日、原発事故が起きた日にたまたま里帰りしていた。そして、そこで被ばくを当然されたでしょうね。そこで子どもさんの生まれ月だと。ところが、東京電力に3月12日原発爆発事故の頃にいたんだけど、いただけませんかと言ったら、いただけません、もらえませんというのが今までの東京電力の話、また村長の言われる話なんです。ところが、その方は、みずからが、自分でADR、紛争解決センターに書類をつくって出したんです。そしたら、その方は20万円の賠償金が出たんです。いいですか、ここなんです。みんなが村長のように何もしないでいたら、変わりません。だから、対策審査会をつくって、だめなものは私もだめだと思います、無理です。しかし、当然請求に値するものは請求すべきなんです。ましてや、どう考えても、教育長も村長もどう考えているかわからないけれども、大体、子どもたちが屋外で遊べない、川で遊べないって、こんなばかな話がありますか。なぜなんですか。原発事故でしょう。だから当然、それは村長が声を上げなかったら、子どもたちは声を上げられないんです。私たち議員が声を上げなければならないんだ。

そのことを村長も、今、詭弁か何かわからないけれども、そんなわけのわからないことでごまかしたけれども、違うんですよ。早速、立ち上げて、できることをやるべきなんです、村長。こんなのお金が幾らかかるんですか。除染費用に180億円だ、20億円かけて、わずかに立ち上げるのに幾らかかるんですか、これ。何万円かかるんですか。なぜそれができないんですか。やっていることが違うでしょう。もう一度お伺いします。立ち上げる気はないんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 私は、先ほど言っているように、今のやり方でいいと思っている。そして、今言ったとおり、子どもが遊べない。今、本当に遊べないですか。表で、校庭で遊べないんですか。除染をして、そして子どもは表でだって遊んでいますよ。そういう大きくばさつと言う言い方ではない。やはりちゃんと除染をして、正しく測って、そしてこれは大丈夫だと言った場合は遊べないと。遊べないから何でもできる、川をつくって、そしてやりましょう。川はできるんですか、本当に。そして、それは必要ということの線量になるんですか、川谷で。

やはりそういったことをちゃんと調べて、遊べる場所は遊べる。もちろん川の中に藻を食べた魚が、これはだめだとか、イノシシがとかありますね。それはちゃんと測っているわけです。測って、そして大丈夫なら大丈夫、だめなものはだめだというふうに分別して言わないと、何でもかんでもだめだからという言い方では混乱しますよ、それは。（不規則発言あり）今、必要、私はないと思っている。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、村長の主張は必要ないと、議会は必要だということですね。

では、村長にお伺いしますが、その議会制民主主義、西郷村議会、議会の議員というのはどういう存在なんですか。まずお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 私たちは議会も村長も選挙で選ばれますね。それは、やはり理想を掲げて、私たちがまずは安全で、そしていい人生を暮らせる村をつくり上げていこうとする、その状況がいっぱいありますね。

今、議会は今の審査会を早く立ち上げていただきたい、それはよくわかっています。私はどうやっていくかといった場合に、先ほど申したとおり、個人個人の損害賠償はいっぱい出てきます。（不規則発言あり）だからこれを言っている。それを言わないとわからないから。そして、それをやっていくときに、どっちがいい方法なのかといった場合に、類型化をする、原陪審の指針がまず出てくる。その次に個人の、それでは納得できない者が出てきます。それは裁判になります。それは裁判の中で損害賠償と。それをやろうという調査をしてという話ですね。それをやろうとしているのが今の……（不規則発言あり）どこが違うの。（不規則発言あり）議会制民主主義とは、言っているでしょう、今、だから。お互いに選挙で選ばれてどうやるかといった場合に、議会の意思というのは、議決事件等いろいろあります。そういったことを議決する。議決したものについて、村長は執行するというふうになります。その執行に当たっては、いろいろな状況を勘案して、そして村長は執行する責任がある。責任というのは、やる責任とやった後の責任です。将来に対する責任はある。

○議長（鈴木宏始君） 答弁中ではありますが、村長に申し上げます。質問は、議会制民主主義についてを尋ねられておるわけで、そのことについて簡潔明瞭にお答えいただきたいと思います。

○村長（佐藤正博君） 議会は議決事件について議決しなければなりません。もちろん議員提案もあるわけで、それについては議会に提出して、それは尊重いたします。それで、それを実際どうやるか。執行する場合の責任は、今度は村長にあるわけです。これは専決性で専属されているといった場合に、村長はどういったことを考えてやるかといったことを今言っているわけです。それは、この議決された事案に対してどうやっていくかであります。それはさっき言ったとおり、どれがいいやり方なのかということ私を私は考えて、そしてそれがいいという答弁をしている。

ただ、言っていることについては、全部否定しているわけではない。今はその段階ではないということもあるだろうというふうに言っているわけです。

以上であります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 全く情けない答弁で残念ですね。

議会制民主主義に入る前に、川谷小学校の校庭の脇に川ができるのかという話でしたけれども、100%できます。やろうと思えばできます。そして、今、校庭が安全、どこが安全と言っていましたけれども、これからまだこの後に私が安全でないというのを証明する一般質問を行います。だから、私は言っているんです。

それと、議会制民主主義において、村長もちろん選挙で選ばれた。我々議員も選ばれた。いいですか。議会というのが、今日小学生おりますから、ちょっと私は説明しますけれども、なぜ西郷村に議会があるのか。これは、本来議会はなくてもいいん

ですよ。西郷村民すべてが一堂に会して、校庭でもどこでもいいですよ、会して議案一つ一つ審議をして、賛成、反対の多数決をとれば議会は要らないんです。ところが、これは物理的にできないと。だから、その代議員制をとって、村民から選んで自分たちの意思をこの議員さん方にお願ひします、お任せしますよということで、選挙を通じて自分が信頼する議員に1票を投じて、その自分たちの気持ちを、意思を負託するわけですね。ですから、議会で決まった、可決されたことは、村民の意思なんです。いいですか。村民の意思なんです。村民の意思で決まった条例を村長が執行しないということは、村民の意思を無視するということなんです。それを村長は今、あえて公然と言いました。ただ、公然と言った事実は、これはもう曲げられませんから、私もこれで、村民の意思を無視する村長にこの問題で条例をどうのこうのと言っても始まりませんから、時間の無駄ですから私は言いませんが、こういう言葉もあるんです。昔、大政治家であった田中角栄総理大臣が言っておりましたけれども、その言葉をちよっと村長に当てはめて言ってみたいと思います。

明治天皇、明治、大正、昭和、平成になりましたけれども、明治大帝陛下もよきをと、あしきを捨てよ、よいものはとって、悪いものは捨てなさいと言っていますね。と仰せられましたごとく、ほかの議員の発表はこれを聞き、議員の意見はこれを聞け、そしてそれに対する賛否は自由だということです。議員は賛否は自由なんです。そして、それに対する賛否は自由なのでありますが、おのれの身を正しいとしてほかを入れざるは民主政治家にあらず。いいですか。ここでおのれの身を正しいとしてほかを入れざるは民主政治家にあらず。だから、この言葉を借りれば、佐藤正博村長は、議会の全会一致で決まった条例を執行しないということは、おのれの身を正しいとして、ほかを入れない、これは民主政治家にあらずと言っています。それをもし一步誤れば、戦時下における、戦争下におけるある抑圧議会の再燃を見ることになります。それをもし一步誤れば、戦時下におけるあの抑圧議会の再燃を見るんです。村長の独裁政治、すべて村長が、要するに我々議会議員というのは、悲しいかな、議決権もあるし、提案権もある、しかし、執行権がないんです。だから、我々議員が全員、川谷小学校の脇に川をつくってあげたいと言っても、村長がつくらなければできないんです。提案してもできないんです。だから、そういっておのれの身を正しいとしてほかを入れざるは、民主政治家にあらず。この言葉だけは、村長にここで申し上げておきたいと思っています。

それで、時間的にありますから、次に移りたいと思います。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 答弁求めているの。

○15番（佐藤富男君） 求めていません。私は完全に村長から我々議会の言ったことはやりませんとはっきり言われたわけですから、だから、我々は議会制民主主義からすると、村長のやっていることは民主政治家ではないと私は断言しているだけの話ですから……（不規則発言あり）それは、私の議員としての私感で言っているわけですから、これに対する答弁は求めておりません。（不規則発言あり）だったら、一般質問でないんですか。何ですか。私は、村長が私が質問をしている、こういった問題に対

して私は素直に質問をしている、それに対してやらないと……

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 休議します。

（午前10時34分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時35分）

○議長（鈴木宏始君） 村長に申し上げます。答弁を求めていることについてのみ簡潔にご答弁いただきたいと思えます。（不規則発言あり）答弁を求めている分についてだけ答弁してください。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休議いたします。

（午前10時36分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時38分）

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 一般質問ですから、自分の所信を述べながら質問するのは当然の一般質問でございます。質疑ではないです。だから、それはおのおのの考え方を議論するのがこの場なんです。自分の意見を言って、お互いに意見を出し合う。これが議会議場。だから当然、自分の意見を言うことは当たり前だし、政治信条も言うのが当たり前。その政治信条を言ったことに対して、ああだ、こうだというのは、それは結構ですよ、言う分には。でも、私が言ったことに対して、私は村長が議会で決まった全会一致で決まったものを実行しないから、それは先ほど言ったように、民主政治家ではないと私は言っただけの話です。それは私の考え方ですから、求めていませんから。（不規則発言あり）いや、答弁は結構ですと。聞いてもしようがないですから。ただ、現実問題として、議会で決まったこともやらないのが事実なんです。自分が気に入ったものだけしかやらないということですから。議会は全く否定されているということですよ。

それでは、次に、時間の関係もありますので、移りたいと思います。

次に、西郷村の子ども診療所等誘致条例についてお伺いいたします。

この西郷村の子ども診療所等誘致条例は、平成25年6月定例議会で議員提案によって可決、成立をいたしました。これは、村内の子どもたちの甲状腺検査について、非常に厳しい結果が出ております。子どもたちはこれから毎年2年間、2年後にしか受けることが、検査はできないということで、これはやはり心配なお母さん方、お父さん方からすれば、やはり心配なときに病院にすぐ行って診てもらえるというような施設が村内にあればいいなということで、今現在だと、本当に平田村まで片道1時間、往復2時間かけて、そしてまた診療を受けて、それも1回、2回行かなければな

らないと、そういう不便さから、やはり西郷村に子どもたちのための診療所を誘致しようという条例を私たち議会は全会一致で決めました。

しかし、この決めたにもかかわらず、この西郷村子ども診療所等誘致条例も、いまだこれも機能していない、村長が機能させないという状況になっています。なぜこの議会が決めたことをやらないのか。どうしても私は不思議でなりません。

そういう意味でまずお伺いいたしますが、昨日、私はインターネットで西郷村のホームページを見ました。そこで、この我々が決めた西郷村子ども診療所等誘致条例というのはあるのかなと思って見たら、これが入っていないんです、例規集に。どうしてこれが例規集に入っていないのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 15番佐藤議員のご質問にお答えいたします。

この条例は、成立はしておりますが、まだ追録加除になっておりませんので、今のところ掲載はされておられません。次の加除で入る予定になっております。（不規則発言あり）条例の加除に関しては、年に1回ないし2回程度やっておりますが、その中で、それまでに成立した条例規則等、その追録をやるわけでございますが、その追録するまでの間、タイムラグといいますか、時間がかかる場合もございますので、追録にはなっておりませんが、これは条例としては成立しているものでありますので、執行可能な状態にはなっております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それではお伺いしますが、追録、いわゆるインターネットに書き込めばいいんだけど、まだ書き込めなかったということですね。追録していないということですね。（不規則発言あり）いや、子どもたちもわからないから、ちょっとお話ししているんですけど、ということは、平成26年6月定例議会、約半年前にできた条例なんですね。そうすると、半年かかってもできないのでしょうか。なぜその半年かかってもできないんですか、追録が。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えします。

先ほど申し上げましたが、通常ですと、年に2回ということで、ちょうど……（不規則発言あり）そのときによって若干ずれは出てきますので、条例規則のたまった状況とか、そういうのを見て追録にかけるということになりまして、何月という決めはしておりません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 命にかかわらないとか、普通と言っては失礼ですが、特別急がないのであれば、それはそれで結構でしょうけれども、これは、病院の診療所の誘致というのは、もう一刻も早く情報を流し、そしてまた知っていただいて急がなければならない、そういう条例なんですよ。それをほかのものと一緒に、悪い言葉で言えば、くそもみそも一緒にして放り投げておくということ自体が、私には理解できないし、そんなに西郷村子ども診療所等誘致条例というのはつまらない条例なのかなと見

られているのかと思うと、本当に残念でなりません。

それで、今現在、例えばこの病院、診療所等ができれば一番いいんですが、これはもしも子どもたちが、あとお母さん方がご自分の子どもをやはりもう一回診てほしいというときに、これはどこに行つて、今現在の状況の中では、行けば診てもらえるのか。そしてまた、診てもらうためにこれがどのくらいの時間を要するのか等わかれば、どなたかお知らせ願いたいなというのと、それから、今、子ども診療所等誘致条例ができたよと言っていましたけれども、担当されている担当部署、担当者についてちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） さっきから議会の意思だという話があります。私もそれはそれでいいと思います。ただ、さっきから申し上げているとおり、執行して、その後の責任もあります。私は財政上の問題等いろいろなことを考えて、どれが一番いいのかということ判断しながらやっているわけでありまして。もちろん、議員が提案でつくったこと、それは承知しております。それと現実のやり方を見てどっちがいいのかということで、さっきはそういうふうに申し上げたわけです。

この診療所も、今言われたのは、原発に関する不安ですね、健康不安をどうするかということにおいて、これは福島原発事故の放射性物質の拡散に伴い、甲状腺及び内部被ばく等の検査ができる診療所等の誘致に対して奨励措置及び貸し付け措置を講じることによりと、こう書いてあります。もちろん、この甲状腺及び内部被ばくは一番関心の高いところでありますので、それについてはいろいろ講じる必要があると思います、しております。この条例は……

○議長（鈴木宏始君） 村長、担当課だけ簡潔にお知らせください。

○村長（佐藤正博君） 担当は健康推進に関するもの、それから放射能の対策に関するもの、やはり一番は健康推進課だと思いますが、基本的に、そればかりではおさまるのかということもあります。いろいろなことを考えると。村は今、放射能対策については、全課を挙げてやっていますので……

○議長（鈴木宏始君） お聞きのように、先ほどから議長も申し上げてお願いしております。

○村長（佐藤正博君） 簡潔にとっても、やはり意思が通るように私は申し上げておる。（不規則発言あり）いや、そればかりではない部分もありますので、幅広く対応しているということでもあります。（不規則発言あり）いや、簡潔に言っているでしょう、私も。

この条例の中には、やはり補助制度があつて、5億円の補助とか、あるいは貸付金1億5,000万円ずつ3か所とか、膨大な費用を必要としますので。やはり現在は、ホールボディであれば、ひらた病院……

○議長（鈴木宏始君） この部分についての村長の発言は、これ以上は認めませんので、ご了解ください。担当課だけ答えてください。質問しているのは、担当課のことですから。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今、病院に、どこ行っていますかということではありますが、それもまだ答弁を聞いていないので、それも含めて、それでは、健康推進課長、それから放射能対策課ですか、わからないけれども、健康推進課なんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今、最後にお金のことを言いましたね、5億円の補助を出すとか、そういったこともあるので、財政課とかいろいろな課と関係してくるわけです、これをやるためには。それで言っているわけです。ただ、今、担当課はどこですかと単純に言われたので、基本的に健康に携わることは今、健康推進課でやっていますが、財政の問題とかほかの、記録とかあれば、一課では済まない部分が出てくる。それで幅広く申し上げている。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ということは、この条例を可決、成立させていても、それを担当している方がまだ決まっていないということなんですか。どこにもまだお願いしていないんでしょう。お願いしたんですか、相談したんですか、管理職会議の中で。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議会審議等、この予算の関係については、もう担当課は全部決まっています、自分に関係するところはおののやるんです、その対応を。もちろん、今のことを幅広く申し上げましたが、全部頭の中はそういう対応をしていると思います。私が指示するより、もうこれは職制上の問題。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ですから、その条例の中身の、例えば1億円とか5億円の話が出ましたけれども、この金額とか何かについても、企業誘致条例とか、そういったものについても準用しているんですよ。だから、企業誘致も大事だけれども、子どもたちの命が大事なんですよ。だから、私たちはそういう条例にしたんじゃないですか、委員会、議会では。これについて、もしも問題があったり、これが執行不能であると、財政上無理があるというのなら、村長が議会に対して協議会を設けて、村長の言い分を議会にお伝えして、それで議会に対して理解を求める、これは条例決まったけれども、これはちょっと執行する側としては予算が足りないとか問題がある、そういうお話をすべきじゃないですか。

それともう一点、この条例を施行するためには、やはり要綱なり規則をつくって、明解にその要綱の中に担当はどこどこがする、例えばこの条例の中の財政面については企画財政課が担当するとかきちんと明記していくわけでしょう、だったら。それすらもまだできていないんじゃないですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今の状況、みんな調べております。議員ももちろん知っていると思います。放射能の関係の部署というか、科学者、医者、それから理学療法士、非常に少ないんですね、少ない。それで、どう対応するか。これは福島県として、知事を

はじめ、損害賠償等その対応をずっとやってきました。今は医者が少ない。もちろん診療所をつくるのはいいでしょう、それは。いいですけども、やはり人を、この放射線に対して今の分、甲状腺のスクヤナーとか、そんなには対応する人がいないわけです。それを今、順番でやっている。新たな人を養成する、時間がかかります。ほかから来るのか、できない。この前、東京医科大学理事長、学長に私は会いました。なかなかそういう対応ができないで、急いでいますが、そう簡単ではない。（不規則発言あり）だから、そういったことを考えて、要綱、規則をつくらなければならないわけです。前提条件としていることを調べている。（不規則発言あり）できないなんて言っていないよ。できないわけではない。そういったことをちゃんと考えて、できるかどうかを検討する、そして、今やっても、そう簡単ではない。この財源だって、今の僻地はありますけれども、そう簡単ではありませんよ。だから、執行に対しては、十分いろいろなことを考えてやるということを申し上げている。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そういうだらだらで、本当に言い分があるのであれば、何も、もっと早く、25年の6月議会で決まったんだから、その後、協議会でも開いたときに、そのことを議会に対して説明したらいいんじゃないですか。今ここで言うべき問題じゃないでしょう。全然対応していないでしょう、条例ができたって。要綱もなければ規則もない、担当する人間も決まっていない。だから私は言っているように、おのれの身が正しいのではないということなんです。議会の議決というのは、村民の意思なんです。村民が意思として可決したんですから、村民の意思を尊重するのであれば、やるべきなんです。それを決めた我々議員も、もし村民から、なぜあんな子ども診療所等誘致条例をつくったんだという批判を受ければ、我々議員がその審判を受けるわけです、選挙において。その中で我々は責任を持ってやっている。また、我々もその中できちんと村民のためだと思ってやっているんですから、それを村長が一切無視して、村民の意思を無視して自分だけが正しいんだということをやっていたのでは、本当に、先ほどの一党独裁ではないけれども、本当に戦時下の状況になってしまう。それほど村長は私は偉いものではないと思う、実際に。やはり村長も、もちろん選挙で選ばれている。でも、議員18人全部も選挙で選ばれている。私にだって650人後ろにいる。みんな議員それぞれが何百人もいるわけです。ですから、その意思を尊重しなければならないと私は申し上げている。その議論を私はここでするわけではないけれども、ただ、現実として、25年6月定例議会において、子どもたちの子ども診療所等誘致条例は全会一致で決まった、しかし、それは全然村長は手をつけないで、現在たなざらしになっているということだけは現実だということがわかりましたので、それはそれとして、私は理解をして次の一般質問に入りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 質問者は答弁を求めたの。

○15番（佐藤富男君） いや、求めていません。もうこれ以上やっても時間の無駄です。ので、とりあえずこの問題についてどうこう求めません。

ただ、健康推進課長にお伺いしますが、その子どもたち、お母さん方が今、自分の

子どもさんが心配だと、甲状腺が心配だということで診てもらいたいというときには、どこの病院に行けば、その子どもたちが検査を受けることができるのか、そしてまた、時間的にどのぐらいかかるのか、あと何回病院に行かなければならないのかわかれば、わかる範囲でちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

現在、任意の甲状腺の検査は、皆さんご存じだと思いますが、公益財団法人震災復興支援放射能対策研究所、これはひらた病院の中にあるんですが、このところで随意検査をさせていただいております。うちのほうとすれば、おおむね半年に1回程度の機会を拡大しているというふうに考えております。

このひらた病院ですけれども、ここからの時間は、おおむね片道1時間ぐらいかかるかと思います。高速道路とか使えば、もう少し早くは行けますが、40分程度では行けるかもしれませんが、一応、普通の一般道路のほうで行けば、1時間ぐらいはかかってしまいます。

あと、もう一つの何回そこに行けばいいんだということですが、2回です。そのときに、うちのほうに予約をいただきまして、それから予約日にひらた中央病院のほうに行ってください。その結果ですね、また1週間後ぐらいに行って、出向いて調査結果を先生から口頭で受けるというようなシステムになっております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 健康推進課長、ちょっとまたお伺いしますが、村長から子ども診療所等誘致条例についての相談、また協議をしたことがあるかどうか、まずお伺いしておきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） そのようなまだ相談は受けておりません。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時58分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。15番佐藤富男君の一般質問を許します。15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは続行いたしますが、今までのお話によりますと、村長は、東京電力原子力発電所爆発事故と村民の賠償についての条例、原子力損害賠償対策審議会条例並びに西郷村子ども診療所等誘致条例、議会全会一致で決まっておったんですが、これについては全く蚊帳の外に置かれて、庁内、管理職においても全然相談されていないということが明らかになりました。ということは、今、健康推進課長

から相談もなかったというお話がありました。そのほかの、恐らく企画財政課長はじめ、除染対策課、放射線対策課の課長さん、皆さんも恐らく相談は受けていないと思います。ということは、私なりに考えると、西郷村の職員の皆様、課長さん方は村長から全く信頼されていないんだなというふうに感じました。相談されないんですから。議会もそうですが、議会も相談されないし、職員の方にも相談しないと。本当に、先ほど言ったように、西郷村の行政は、村長1人だけの考えで動いているという状況であると私は先ほどの一般質問で感じを受けました。非常に残念であります。

次に、また同じ条例で、これは賛成、反対があつて、我々が賛成してできた条例ですが、西郷村放射能障害防止のための環境保全に関する条例、これは25年6月定例議会で決定、可決されましたが、この条例も西郷村のホームページの例規集にはまだ存在していないんです。半年経ってもこの条例はまだ出ていないということですが、全く行政の事務というのが、なぜこの条例を、要するにホームページの例規集に入れるのに、半年以上かかってできないのか、本当に残念でなりません。このように大事な、また未曾有の、世界的にも、世界で2番目の原発事故があった問題に対しての問題について、こうものんきに、楽観的に行政が進んでいるということについては、非常に残念であります。

いわゆるホットスポット、村内の住宅、また通学路、そういったものに対して、特にホットスポットがあつて、特に幼い子どもたちが被ばくするのを防ぐために、やはり綿密に調査をして、ホットスポットを除染しなさいという条例なわけでございます。これについて、実際に条例ができてから現在までどのような実績が上がっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ホットスポットの話でございます。その前に、先ほど総括されました、村長は1人でやっていると、独裁主義者だということもありますので、それについてお話を申し上げたいと思います。それと、この条例も同じです。条例を議会がつくったのに、なぜやらないという質問と同じでございます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午前11時25分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時26分）

○村長（佐藤正博君） 注意を受けないようにやりたいと思いますが、断片的だと誤解を招くだろうという恐れがあるので私は申し上げているので、ご理解をいただきたいと思ひます。

そういったことはありません。仕事はちゃんと職制に基づいて、役場職員はマシンのごとく、この関連するものについては調査もするし、それが必要かどうか審議も出てくるわけでありまますので、その中において仕事をやっているというわけでありまます。

ホットスポットにつきましては、やはり放射線の高いところ、先ほど道路の自宅の前の話がありましたね。そういうところがあって、必要と認めましたので、広報の8月号等で村民周知をいたしました。5件相談がありました。そして、1件は除染をしましたが、残りの方々はやはり集落単位でやってもらいたいという意向等があって、そちらはやらなかったという状況であります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 非常に大事な今お話がありまして、これは8月に周知して5件が相談あって、1件だけ除染したと。なぜ1件だったかと、不思議なんですよね。これは私が思うに、恐らくこれを除染してしまったら、今度、集落の除染ができなくなりますよという脅し文句かなんか言ってなかったんですか。どうしてこれ5件のうち1件だけなんですか、除染されたのは。具体的には。課長、お願いしますよ。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

5件のうち1件のみ除染を実施いたしました。そのうちの4件については、現場に担当職員等が出向きまして線量を測って、そういったものがないよう8月号で示したとおり、局所的なホットスポットについての除染ということで、いろいろ線量等を測った結果、それから、今後始まるであろう住宅除染の内容等々を説明した後、じゃ、私はホットスポットよりも面的な除染を望みますということで、今回はいいですよということで、そういった相談を受けてお断りしますということで、4件は除染に至っておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 一番心配していたことが現実になったんですね。ホットスポットをやってしまうと、全体ができませんよという、いわゆる殺し文句なんですよね。ホットスポットをやっても、面的に全部やりますよということを書いていないんです、担当課は。本当に、そう言われれば、ホットスポットをやってもらって全部やってもらわなければ困るから、いや、結構ですとお断りするのは当たり前であって。本当に私は面的な除染も必要だし、ホットスポットも必要だと思うんですよ。ホットスポットをやったからといって、面的な除染をやりませんということを書くべきではないんです。

とにかく、今の放射能対策課がやっていることは、これからもたくさん問題はありますが、本当に太陽光発電の、いわゆるつくるから除染してくれと言うと、はいはいと1か月も過ぎないうちに始まると、そして住宅の除染をやってくれと言うと、そういう殺し文句でやらないと。本当に私は疑問、憤りを感じておりますが、放射線対策課のほうで通学路の、いわゆるホットスポット検査、調査、モニタリングをやったことはありますか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

この通学路については、東京電力の社員の協力によりまして、村道の通学路約186キロについて、7月30日から8月14日にかけて約60時間を要し、歩道と通学路のモニタリングを実施しております。その結果については、皆様に放射能対策委員会の中で申し上げておりますが、局所的に高いというところについては、水たまり、舗装の割れ目、歩道と車道の砂だまり、こういったところが局所的に高いだけであって、ほかに見られる1マイクロシーベルトを超えるような部分については見られませんでした。そういったことで、東電の社員の協力により、放射能対策課では、こういった通学路についてのモニタリングを実施しているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それではお伺いをいたしますが、西郷一中の通学路になっております、いわゆる役場から西郷一中へ向かう道路、その中でグランドエキブの那須コースに入る大金塚のほうなんです、ここが線量が1センチの高さで1.62マイクロシーベルトで、50センチ、子どもたちが通るところで1.20マイクロシーベルト、1メートルで0.89マイクロシーベルトというふうに、村のこういったマップに入っているんですが、この辺については除染をした経緯はありますか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

議員ご指摘の熊倉字大金塚の局所的に高い部分については、あそこはゴルフ場関係、山関係から溜まる取水桝のところでございます、除染は行なっておりません。通学路側のほうについては、線量は測っておりますが、そのような高いところはありません。（不規則発言あり）資料は確認しますが、線量はかなり高い、それは部分的に溜まっているところなので、かなり高いです。それは通学路、歩道側ではなくて、民家の入り口の水が溜まる場所の線量でございますので、通学路の歩道側の線量ではございませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 了解できないですね、これ。結局、今、除染をやっているのは、0.23マイクロシーベルト以下にすることですよね。それで、大金塚の歩道、成井農林の先の生い茂っている通学路、あそこは0.23マイクロシーベルト以下なんです。確認します。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

0.23マイクロ以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） だから、私が言っているのは、我々大人ではなくて、一番放射能の被ばくを受けやすい子どもたちの生活環境、通学路、これを除染すべきなんです。これを除染しないで、太陽光発電やるから除染してくれと言われて1か月も過ぎないで除染をやってみたり、太陽光発電やるからという名目で4万平米の土地を、木を切り倒し根っこを抜いて除染する、こんな本末転倒なことを今やっているんですよ。

とんでもないことなんです。

それで、実は先日私、上田議員と米小学校にお伺いして状況を聞いてきて気になることがあったのでご質問しますが、米4小学校の校長先生と教頭先生たちとお話ししたときに、実は最近、グランドエクシブの太陽光発電を米小学校の子どもたちがその体験学習で見に行っただと。それでゴルフ場も行ったと言っているんですが、これについて内容を知っていますか。（不規則発言あり）

（傍聴者が写真撮影）（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 写真の撮影は許可してあります。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 新聞報道に出ましたので、私は知っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局、体験学習に行ったときに、大金塚の、実は教育長、また除染対策課、放射線対策課の課長にちょっとお聞きしますけれども、米小学校の先生方が村が出している今の放射線マップを持っていなかったんですよ。だから、情報が流れていないんですね、村から学校関係に。そして、通学路はどうしていますかと、そしたら、通学路は一生懸命学校側でモニタリングしていますと言うんですよ。ところが、モニタリングもいいんですけども、そのモニタリングの機器が小さなハンディー的な機械なんですね。あれではだめなんですよ、やはり。やはりきちんとしたサーベイ型というんですか、わからないけれども、そういうものを学校に貸し出しをして、定期的に最低でも月に1回、2回ぐらいは測ってもらうような情報公開をしなければだめですよ。そして、いいですか、教育長、これは体験学習しました、太陽光発電とゴルフ場。ゴルフ場はどこゴルフ場に行ったかわかりますか。知っていますか、体験学習で行った場所が。ちょっと教えてください。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 佐藤議員のご質問にお答えします。

グランドエクシブのゴルフ場に米小学校は……（不規則発言あり）詳しい場所は私にはわかりません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） いいですか、教育長。今、私はこの村が発行しているこれでお話ししました。大金塚、これが高いんですね。この大金塚のところのゴルフ場が那須コースなんですよ。那須コースに体験学習に行っているんですよ、子どもたちが高いところで。いいですか。そして、校長先生、教頭先生の話を知ったら、大丈夫なんですかと知ったら、これは見ていませんと、わかりませんでしたと。じゃ、実際にそこに事前に行って線量を測ったんですかと知ったら、いや、測っていませんと。ゴルフ場が安全だからと言ったから安全だと思って行きましたと言うんですよ。そういう状況なんです、今。こんなことで、今後子どもたちを守れますか。

その上で、この図面、これは西郷村が、要するに例のグランドエクシブの太陽光発電の敷地を造成するときに、こういうふうにあの学校の学習林として使っていますか

ら除染をしてくださいと言って添付した図面なんです。いいですか。

放射能対策課長、ここに写っているこのゴルフ場のコース、これは除染が必要だと言って添付してあった実際の写真ですね。これは場所はどこかわかりますか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

ゴルフ場のコースの中であるとは思いますが、どこの部分ということはわかりません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 米小学校は、去年もおととしもその那須コースに行っているんです、体験学習で。除染をやった、要するに東の向こうのコースには全く行っていませんから。全く遠い、線量の高い那須コースに体験学習に行っているんです。ここに写っているこれ、向こうの東コースですよ、除染をやった、太陽光をやるから。こういうことですから除染をしてくれと頼んだこの写真ですよ。これは、那須コース、いわゆる成井農林の先の左側の那須の6番ホールです、ロングホールです、これは。全く除染をやった場所と関係ない場所。私はこのコースに行っていますからわかりますけれども、これは6番ホールです、ロングホール。パー5です。成井農林へ行って左側に曲がった場所です。今回、学習林として除染したのは、向こうの甲子街道をおりていって海野歯科を左に曲がっていった工業団地を越えたこの道路の右側のほう、全く別な場所なんです。添付してあるんで。

このようなまやかして学習林だから除染したと。学習林で除染した後に、その学習林を使っているのかと、使っていない。去年も今年も那須コースを使っている、学習に。このような太陽光発電ありき、そして子どもたちが例えば通学している、せめてこの大金塚の歩道、私も見てきましたけれども、本当に葉っぱから何から、汚泥からいっぱいあります、歩道に。なぜそこをやってあげなんですか。幾らかかるんですか。太陽光発電に6億円もお金をかけてこんな除染もできないでいて、住民もやっていないと。とんでもない話です、これは。本末転倒。除染は子どもたち、特に子どもたちの被ばくを防ぐための人の生活空間から先にやりなさいと、環境省の、書いてあるでしょう、除染ガイドラインに。全く守っていないですね。

それから、今現在でも、例えばホットスポットと言われる0.5以上の場所、村が出しているマップを見ますと、西郷村の大金塚の通学路、50センチぐらいですか、1.2で、1メートルでも0.89、大平公園50センチで0.51マイクロ、鶴生公民館前50センチで0.69マイクロシーベルト、小田倉地内で50センチで0.50マイクロシーベルト、田土ヶ入地内で50センチで0.6マイクロシーベルトもあって、子どもたちの被ばくが大変心配であります。この要綱で言えば、次の場所は早急に除染を施す必要があったのではないか、この場所ですね。。これはやるべきなんです、やらなければならないんです。そして、我々には全く教えないですけどもね。

時間の関係がありますから飛びますけれども、こういった、いわゆる学校側にも情

報も流さない、共有できない、そのために先生方も適切な子どもたちに対する安全対策ができないんです。本当に行政としておろそかです。

次に、この平成24年度のガラスバッジによる子どもたちの被ばく状況を村は把握しているということで先日、議員と村民との対話集会で配布されました、資料が。しかし、この資料の中に非常に疑問点があって、担当課のほうにお話ししたところ、内容をちょっと精査したら、やはりちょっとまずい点というか、疑問点があったので、修正してまた出しますということで先日前お話しされて、今日つくってきていただいたと思うんですが、これをちょっと説明をしていただきたいなと思います。

そして、子どもたちがいかに今でも被ばくしているか、年間1ミリシーベルト以下にすべきものが、実際にどのぐらいかこれからお話ししたいと思います。

健康推進課長から、このガラスバッジについての統計のおおむねの概略について説明したいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 前もってこれは、資料は請求していたのか。（不規則発言あり）
15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 昨日、実は、私1人だけではなくて、やはり前回配付したものに若干問題点があったので、修正して正しい統計の表を議員各位にも配付したほうがいいだろうというお話をしているものですから、配付していただきたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩をいたします。

（午前11時45分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時47分）

○議長（鈴木宏始君） 答弁のための資料配付をいたしました。
健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

11月に行われた議員皆さんと村民の意見交換の際に提出された資料の中で、若干適切でない部分があったものですから訂正をさせていただきたいと思いました。

お手元に配付いたしました資料は、個人線量計、通称ガラスバッジという部分での被ばく量を測るもの、これについての年間の推計量と、平成24年度に実施いたしました9月から11月までの3か月の個人線量計の結果を表現したものでございます。

修正した不適切だったという事柄のところですが、これは一番上のほうの1年間の線量の推移を見ていただきたいと思うんですが、被ばく量のほうの、下のほうですが、0.25未満とか0.25から0.50未満というような線量計の区分を示しておりますが、このところが前回の部分では範囲を示さないで、そこに一点に集約した集計になっておりました。例えば0.25から0.5未満というものを0.5というような表現をしていたものですから、ちょっと誤解を受けるような表現になっていたのもので、今回訂正をさせていただきたいということです。

それから、下のほうの平成24年度の測定結果でございますが、これについても、小数点第2位を四捨五入をしまして表現をしておりました。例えば0.1とか0.2と、そういうふうな小数点第2位を四捨五入した数字で載せておきましたけれども、これについても、小数点第2位まで表現をいたしまして、そのような表をつくって訂正をさせていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 時間がないので、本当に残念ですが、本当にいっぱい今回は取り消さなければならなくなりましたが、今言ったように、村内の子どもたち、本来であれば1ミリシーベルト以内におさめなければならないんですが、100人以上の子どもたちが、いわゆる1ミリシーベルト以上の被ばくを受けて今生活されているということなんですね。ですから、学校はもちろんなんですが、通学路においても、きめ細かな対策を私は練っておくべきだと、これは強く申し上げておきたいと思います。

次に移りますが、実は除染の関係について、実は先日、稗返地区に行って稗返の方から大変お叱りを受けました。というのは、いわゆる地区住民に対する除染の計画、これが全く知らされないで、何を基準にどこからその除染をしているんだということ知らされました。実際、私自身も自分の住んでおる下新田行政区の中においても、例えば例を挙げてみれば、まず一つはエリアがわからない、下新田行政区の除染エリアもわからない、戸数もわからないし、入札した日もわからないし、入札をして誰が受注したのかもわからない、そして、いつから除染をするのかもわからない。わからないことばかりなんです、村会議員をやっている。放射能対策特別委員会の委員長やっていますが、そういうことで情報が全く入ってこない。そして、たまたま私のところにその除染の業者が見えた。そのときに、その除染の担当者に私が言ったんです。やはり地域住民の意向を酌んでよく調査をして意見を聞いてくださいという話をしたらば、行政区長さんに言ってやりますと言うから、それだと違うんじゃないですかと私は思いました。あなたの意見は、一つの意見として聞いておきますと。私は特別委員長の委員、みんなから言われます。しかし、一つの意見として行政区長と相談しますと。ということは、この除染については、我々議員ではなくて、行政区長が主役になっているんです。そして、我々には一切その計画が示されないから、いつ始まるのかもわからないし、いつ終わるのかもわからない。どこから、何を優先的に場所を決めるのかもわからない。これが今現在の村の除染の状況であります。

その中で、対策課長にお伺いしますが、この村の発行している西郷村除染実施計画、この中に、私が今言ったことについての対策として、その地区除染対策協議会（仮称）の設置ということで、これは実施計画の中に、地域内の各行政区等で地区別除染対策協議会などを設置することにより、その後の作業を円滑に進めますとなっている。地域除染計画策定で、地域内の除染計画を策定することで、除染の工程や内容を地区の住民が共有することができますとなっている。全くこれは協議していないです。この地区対策協議会はできているんですか、課長。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

この対策協議会については、各行政区単位で除染業務委託を発注しておりますが、その中で行政区の区長さん、役員さん、班長さん、組長さん、いろいろおりますが、その中で対策協議会を立ち上げていただいております。その中で私どもと業者の発注、受注業者が決まりましたら、その中でそういった一定の基本的なルールをその対策協議会の中で決めていただいて、それでいろいろな意見、要望等を集約します。その中で、議員さんとか地区住民の方のそういった要望につきましては、同意書をとる段階でいろいろな要望を書いていただいております。さらに、業者が決まってそういった工程が示されましたら、個々に業者と役場の職員が行きまして個別に訪問をしまして要望等を聞き入れます。そういった中で除染を進めてまいりますので、その辺は柔軟に対応しております。行政区長がすべてということではありませんので、この辺はご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） では、私は安心しました。今度、稗返に行って、その方は、議会議員は何をやっているんだと、村長は何をやっているって言っていましたから。本当は行政区長さんの責任なんですね。私は全くわかりませんでしたから。地区協議会ができたこともわからないし、何もわからないし。実施計画にあって、この協議会をつくるときに、そのつくり方については、環境省は行政区長さんを主につくれということで指導があったんですか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

この辺の協議会の立ち上げ、区長を中心ということについては、議会の中でも再三申し上げているとおりでございます。（不規則発言あり）聞いていないですか。多分、私は答えていると思うんですが、一番スムーズにいくのには、やはり中心となる行政区長さんをお願いをして、そういった中で進めるのが一番だろうということで、私はそういった形をとったということでございますので、ご理解願います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、我々議会は一切この除染については責任を負いません。相談もされないし、協力も仰がないしですから、議会は除染問題については一切これからどうこう申し上げませんので、行政区長さんを通してやっていただくしかないですね。そして、私も今日早速、稗返に行ったら、その方に、そのような答弁を受けましたので、問題があったら、文句があるなら行政区長さんに言ってくださいと、そのように担当課長が言っていますということで申し上げたいと思います。

それであると、これから地区住民が私のところはいつやってくれるのかなと、また、このやつはできるのかなという要望があった場合は、行政区長さんをお願いをすればいいんですね。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

先ほども行政区長さんありきではないということで私は答えておりますが、いろいろな議員さんも地区住民から要望等、意見等を相談されると思いますが、それは柔軟に対応しますということで答弁していると思いますので、ご理解願います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 全く、商工会の方も駅前のビルのことを言っていました。つくる前、設計を組む前に相談を受けたなら責任を持ってああだこうだ意見も言える。しかし、全部設計ができた、建物が建ってでき上がってきているときにどうしたらいいですかと来たって、どうしようもないと言うんです。

地区協議会をつくる段階から我々が相談を受けているなら、我々も責任を持ちますよ。何も相談をしないで、何が柔軟なんですか。我々がその地区協議会に行って一言物申せば、その地区協議会の中がおかしくなってしまうのではないですか。

本当に私はこの除染というのは、村民、住民がみんな1日も早くやってほしい、そしてこうしてほしいと待っているんですよ。それが結局、この議会の条例も無視、決めたことも無視、除染のどこがとったかも、どこのエリアかも教えない、地区協議会も議会は無視、本当にこれが今の西郷村の行政だということを残念ながら申し上げて、もうこれ以上一般質問をする気力もなくなりましたので、これで終わりたいと思いますが、除染問題については、地区行政区の区長さんの責任ということでやっていただきたいと私は思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたしますが、その前に確認したいことがございますので、議会運営委員会を要請します。議運長、よろしく願います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休議いたします。

（午後1時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時02分）

○議長（鈴木宏始君） 今、議会運営委員会を要請いたしましたが、これは、先ほどの15番佐藤富男君の一般質問の中で、村長の発言の中に不適切な言葉が含まれていなかったかというふうなことで、これが正式な議長が認めた発言なのか、それとも自席

でおっしゃった言葉だったのかというふうなことの、全員が同じ対応をしていただくために協議をしたいというふうなことでございますので、どうか議会運営委員会を要請することにご理解をいただきたいと思えます。

(「議事進行」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 10番白岩征治君。

○10番(白岩征治君) 10番議事進行を申し上げます。

この議会は今日は一般質問でございまして、先ほど佐藤富男議員の一般質問と、それから村長の答弁の中に食い違いがあるというようなことでございますが、これは一般質問で、もしそこに村長の不適切な言葉とかあれがあったのなら、議長がその場で制止するべきであって、もうこれは終わった問題ですから、あえて議会運営委員会を開いてやるような問題ではないと私は思いますので、よろしくをお願いします。

○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。

○16番(室井清男君) 議事進行について議長に申し上げます。

まず、先ほど来から議長から議運を要請して議運の中で検討したいということに譲るかなという考え方を持っておりましたが、今言うとおりの、村長の発言をめぐって、これはもう重大なる問題を起こしているわけですよ。それを一般質問だから、何らそれには抵触しないんだというような発言が出たとすれば、なおさらそれを私は言わざるを得ないと思うんですが、議長、いかがですか。

○議長(鈴木宏始君) もう一回、どういう趣旨ですか。

○16番(室井清男君) 今、白岩議員から議事進行でもって、佐藤富男君の一般質問の中で出た発言というものは、今、一般質問の時間だから、それは何らその問題は抵触しないんだということを言っているわけですよ、今、議長に。そう言われれば、これは私は、議会がそれは判断することでございますから、それを言わざるを得ないんですが、議長からも議運を要請して、議運の中でもってそれらの取り扱い方を明らかにしたいということで譲るかなと、こう思っていたんですが、そのような状況の中で譲るわけにまいりませんので、議長のお考え方を今ただそうとしているところでございます。

○議長(鈴木宏始君) ただいまの16番室井清男君の議事進行発言に対して申し上げます。

実際に、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、答弁席の椅子に座りながら村長が発言したことは不規則発言ではないかと。それが、いや、議長が発言を認めた、許可した上での村長の発言ではないかというお話もいただきまして、この辺は共通認識を持って、それからでないとは対処できないだろうというふうに私も考えたために、議会運営委員会を開催していただいて、その中で議運の共通認識というものをいただいた後に議長の判断を申し上げたいというふうな思いでございます。

16番室井清男君。

○16番(室井清男君) これはあくまでも議長に申し上げているところでございますので、私の聞くところによりますれば、15番議員も村長に発言を求めたときに、村長

は登壇して、登壇の中でもその言葉を使っていると、こういうこともあるものですから、果たしてこれは記録を精査してみなければわからないものでございますから、その辺のところを議運の中でもって十分ご審議の上、対処していただきたいと思ひます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君のただいまの議事進行発言について議長から申し上げますが、現在のテープというか、これは巻き戻しが、今、途中で巻き戻しがきかないと、システム上のそういうことございまして、テープを回して聞くという旧来の方式はとれないというふうなことございまして、そういうことで、議会運営委員会を開催していただいた中で、共通の認識をいただければ、それから議長の発言をしたいと、示したいというふうに考えますので、どうか議会運営委員会開催することにご理解をいただきたいと思ひます。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 議長に申し上げますが、ただいま議長から申されたとおりだと私は思ひます。だが、ここでもってテープを戻すわけにはいかないということございまして、15番議員さんは村長が登壇された中でもってその発言がなされているということもございまして、その辺のところをやはり議運の中でもって、果たしてそういうことがあったのかないのか、どうするかということは、これは議長にご一任いたしますので、議運の中でもって十分検討していただきたいということ、私は常に最初から申し上げているとおりでございまして。

○議長（鈴木宏始君） ありがとうございます。そういうわけで、議会運営委員長、議会運営委員会を開催よろしくお願ひします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより、午後1時30分まで休憩いたします。

（午後 1時10分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 1時30分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま休憩の中で議会運営委員会を開催していただいて、お話を続けていただいているところですが、まだしっかり統一の見解が出ません。それともう一つは、先ほど議長がテープのように巻き戻しがきかないというふうに申し上げましたが、音声のみのテープがあるということございまして、これによって確認もしたいために、もう少し休憩をとりたいと思ひます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時まで休憩をいたします。

（午後 1時31分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 2時00分）

○議長（鈴木宏始君） 村長に申し上げます。ただいま開催していただきました議会運営

委員会において、15番議員の質問時の村長の答弁について協議をいたしました。その結果、村長においては、質問の趣旨を理解されず、反論として発言なさっておられる部分が見受けられます。議長の議事進行に従っていないというご意見がございました。そこで、一般質問に対しましては、村長は誠意をもって真摯な態度で臨まれるよう申し上げます。

以上です。（不規則発言あり）ご発言があれば、15番佐藤富男君。

- 15番（佐藤富男君） 先ほども議運の中でお話ししたんですが、結局、村長の一般質問に対する答弁、姿勢というのが、いわゆる議員の質問に真摯に対応して、村民の声として受けとめて真摯に答えるというよりは、逆に反論で、その反論も言いわけの繰り返し、そういうふうになっているので、その言いわけが長々となってしまって、実は私はこの一般質問をやるために、今回たくさんの問題を調べて調査をして資料も作成しました。しかし、村長のそういった答弁によって、大事な3分の1の一般質問が今回できなくなってしまったと。こういったことについては、やはり村長は、議員の、いわゆる村民の意見として、1年間にたった4回しかない貴重な村民の声として我々はしゃべっているわけなので、それに対してその言葉を制約させるようなことがあったということについては、やはりお詫びすべきだし、また、答弁も反論のような、反論の繰り返し、言いわけの繰り返しということは、決して私は望ましくないと思う。そのためにこれだけ議会が混乱をして時間延長になってしまった。この責任もやはり村長にあると思いますから、きちんと村長からも陳謝の言葉があつて然るべきだと私は思います。

- 議長（鈴木宏始君） ただいま15番佐藤富男君より議事進行の発言がございました。お聞きのとおりでありますので、村長から発言があれば、これを許します。村長、佐藤正博君。

- 村長（佐藤正博君） ただいま15番議員から、私の質問が3分の何とか削減されてしまったという話がありましたね。それは、村長の意見を、所信を聞くということですので、私はちゃんと真摯にお答えしてきました。一部議員のほうから断片的なことがあつて、それでそれは誤解を招くとまずいので、私はそれに説明を加えて、そういう答弁をしたわけです。それが真摯でないというならば、一般質問できないんじゃないですか、そういうことならば。

それともう一つ。私は、反論をすと言いましたが、あれは議長が指名して、そして私はここでしゃべったわけではない。自席にまだ座っておりました。座っていて言ったんです。それは議長の指名を待つためです。そして、反論はできないというので、答弁をいたしましたと、こう言いました。それは自席で言ったわけです。ですから、これは正式なといいますか、この議席でしゃべったわけではありません。

もう一つ、ついでに言わせてもらいます。室井議員から昨日、軽率な発言はという答弁がありました。軽率と言われてしまうと、またこれも一般質問の答弁として、軽率だと、今の真摯でないと言われた場合には、これは答弁できませんよ。どう答えればいいの。これについては、非常に問題が残るわけです。（不規則発言あり）ですか

ら、そういうことがありますのでぜひ。ただ、議長の裁定といたしますか、指示のとおりには動かなくてはなりません、これは議事運営上。そのようにしていきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） こういう議会運営、村長、執行部と議会がこんな低次元の、本当に恥ずかしい議論、議会はこういう議会なら本当に要らなくなってしまいますね。まず、議会で決めたことが全部守られないし、議会で決めたことも全部無視されるんですから必要ないし、また、議長が議会運営委員会で協議をして、それで村長は議員の発言に対して真摯に答弁するよという議会運営委員会の決まったことに対して真摯に答弁している、問題ないと、そういう反論、自分の言い分を言っている。もう一つは、これが大きな村長の間違いだと思うんですが、私は議席に座って言ったことで立って言ったことではないと。じゃ、私も議席で何を言ってもいいんですか、この議場の中で。（不規則発言あり）何。私は議場の中で、私自身はですよ、この議場内での発言そのものは、座っていようと立っていようと関係はないです。ましてや、傍聴の方々もこうやって来ていらっしゃる中で、2万人の村の長がそういう発言をされたのでは、村民の方々のリーダーとして村民もがっかりするし、ましてや座って言ったから問題ないという、その認識が当然甘い。これは再度、また協議会でも開いて、これははっきり結論をつけてください。また、室井議員も何か言いたいそうですが、私は村長、そういう議会運営委員会で決まって議長が言ったことに対してそのようなことで反論の反論では、私は正常な議会運営ができないと思えます。ましてや、座って言ったからいいという発言は、これは議会運営委員会でもきちんとして、もし座って発言したことが問題ないのであれば、我々も今度議席から本当にとんでもないことを発言されますよ。とんでもないことですから、こんな発言は取り消していただきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 17番、議事進行を発言したいと思います。

村長が大変今、言った言葉はちょっと間違っていると思えます。というのは、議席だろうが、答弁席だろうが、本会議中は絶対言ってならないものは言ってならないと私は思うんです。というのは私、2期目のときに、商工観光課長に対して質問をしたんです。それで、出るなりいきなりもっと一般質問すればよかったなと発言されました。当時の村長に大変失礼なことを執行者に言われたと。そしたら、当時の村長は、本会議中は一切、責任を持った発言をしなさいということで、当時の課長が私に謝罪されました。そして、本会議中の答弁席で謝罪しました。ですから、それが私は自慢するわけではなくて、私にも悔いが残ります。管理職は議員に対して反論できない、意見を述べることができない、そういう点ではありますが、やはり本会議中だという意識のもとで考えれば、村長の言う議席だとか答弁席だとかということは間違っているのではないかなと。だから、謝るべきは、謝罪するべきは謝罪する、主張するべきは主張すると、それでいいのではないかなと思うんですが、議長にそのような意見を述

べて議事進行を終わりたいと思います。

◎休憩の宣告

- 議長（鈴木宏始君） ただいま15番佐藤富男君から、もう一度議会運営委員会を開催すべきだというふうなご発言が議長に対してございました。このことについて議運長と協議したいので、暫時休憩いたします。よろしく申し上げます。

（午後 2時11分）

◎再開の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 2時12分）

- 議長（鈴木宏始君） ただいま議会運営委員長とも協議をいたしまして、もう一度議会運営委員会を開催お願いをしたいので……（不規則発言あり）ただいま議運長と協議した話の中でも、17番大石雪雄君の議事進行発言は、本当に村長に対してじゅんじゅんと説得をなさる、大所から説得をなさるようないいご発言であったということで、私としてはそのとおりだなというふうな思いで拝聴いたしておりました。（不規則発言あり）それも含めて議会運営委員会をお願いしたいわけです。

16番室井清男君。

- 16番（室井清男君） 議事進行について申し上げます。

すべてが村長の不手際においてこういう問題を起こしているんですよ。先ほど来、村長は私に言ったことも、農業委員会に出席したことがないと言われたことに対してだって、要請がないから出席しないんだということをはっきり言っているんですよ。これは要請があるのではない。西郷村の農政執行の責任者は誰なんですか。これは村長でしょう。そうした場合には、農業委員会にあらゆる問題をどんどん提案してきて、そして農業委員会の意向を聞き、農業委員会で決めてもらって、そしてやるのが農政執行の最高責任者じゃないですか。それなのにそういうことを言っているんですよ。それだから、今日の発言だって、いまだかつて私はずっとこうやってきましたが、村長が議会に対して反論するなんていうことは、これは今までに聞いたことがなかったんですよ。反論ということ、挑戦を挑むということなんですから。これはあくまでも一般質問に対しては、村長は説明、答弁なんですよ。それを反論ということ、議会に反論するということは、村民に反論するということになるわけですから、それだから、それをやらせたくないから、村長はいま一段下がって、これは反論なんていう言葉は撤回して、そして正常に戻すべきなんです。議会を正常化させなくてはならないというような、その村長の姿勢がこの中で見えてこないんですよ。ですから、そういった問題を村長は撤回すべきなんです。それで、先ほど来、15番佐藤富男君の一般質問の中だって、まだまだ言いたいこともあったでしょう。だが、村長発言でもって時間をつぶされてしまったんですよ。それを今の時間の内でもっておさめようということで、15番佐藤富男君も抑えているんですよ。本来ならば、村長の長々としたわけのわからないような説明の中で、あれだけの時間を費やされたという、そのことを責任を感じるならば、私の発言が行き届かないがためにこういう迷惑をかけたこ

ととを申しわけありませんということを一言言ったとしたら、これはおさまるじゃないですか。その言葉も村長からないんですよ。あたかも村長は、自分のやっていることが正しいものの如くに決めつけてやっているから、こういう問題が起きるんですよ。ですから、その辺を踏まえた上で、今後の議長に対して議会の運営を望むものでございます。これは議運をやっちゃだめとか何かということを私は言っていませんからね。議運でもって審議しようと、どういうふうな形をとって審議しようと、これは議長の職務権限ですから、これは議長に一任しますので、よろしくお取り計らい願います。以上です。

- 議長（鈴木宏始君） ただいま16番室井清男君から議事進行の発言がございました。以上です。ただいまのご発言の趣旨にのっとり、これからも議長としては強く村長の発言に対して、今まで以上に敏感になって、その都度議長が整理をしろというふうなことだろうと思いますし、先ほどの議会運営委員会でもそのような議長の制止の仕方が弱いんだというふうな、もっと強くやれというふうなご意見も承っておりますので、どうかそのようなことで今後やっていきたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思っております。

そこで、村長に申し上げますが、先ほど17番大石雪雄君の議事進行発言について、何かご発言があれば、これを許しますけれども、いかがでしょうか。村長、佐藤正博君。

- 村長（佐藤正博君） 17番大石議員からこの前のことを申されまして、我が意を得たりであります。やはり西郷村議会、議長の運営によって議事がスムーズに進む、もちろん我々は選ばれた選良、そして村民の、2万人の代表だと。果たして今やっていることが本当に間違っていないのかということのを常に考えながら発言しなければならないと思っております。よって、自席であっても、不適切なことについてはお詫びを申し上げますなければならないと、こういうふうに思っております。

ただ、反論という言葉が、果たしてしゃべっていいのか悪いのかということを考えますときに、やはり一般質問の中にそうしなければならないような状況が出た場合はやらなければならないと私は思っています。ただ、反論という言葉が、本当に反問権があるないということは、本当にそのとおりでいいのかなという気もしますが、ただ、それは混乱を来すようなことであってはならないし、また、この議会の尊厳を傷つけはならないというふう思いますので、この点、ご指摘の点については深くお詫びを申し上げて、そして誠心誠意やっていきます。その結果、いい舵をとっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

- 15番（佐藤富男君） 大石雪雄議員の発言にはお詫びし、誠心誠意やりますと。私の質問すると、真っ向から反論してくると。大石議員と村長の間はどういう関係か私はわかりませんが、そういう、結局、人を見て、議員を見て対応する、そういう姿勢が村長にとって私は一番適切でないと思っております。

それで、私も議長もいわゆる一般質問の中で再三申し上げていることは、質問をしている内容について簡明に答弁してくださいと言っているんです。いいですか。

村長はこの西郷村議会の会議規則というのを読んだことはありますか。読んでもらえればわかるんですが、第54条にこうあるんですよ。発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないとあるんです。これを実践して、遵守してやっていれば、こんな問題は起きないんです。そしてまた、議長は発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる、こうなっている。にもかかわらず、いつまでも反論、反論、反論と行って、そして議会を長引かせ、そして質問のないものを、余分なことを議題外にわたってその発言をして、越えて発言をして延々と時間をつぶさせ、私自身の3分の1の持ち時間を私は、はっきり言って村長がなくしたと思っていますから、そういうことがあってかかわらず、安易な陳謝はしない、大石議員の発言に対して陳謝します、お詫びします。こんなばかげた話はないですよ、私からすれば。

それからいいですか。会議規則104条にこうあるんです。議事妨害の禁止ってあるんです。何人も会議中はみだりに発言し騒ぎ、反論、反論と騒いで、その他議事の妨害となる言動をしてはならないと書いてある。まさにこの会議規則を村長みずから破っているんですよ。そのためにこうやって一般質問の時間も延々としてなっている。そして、議会運営委員会で決めたことに対して、真摯に従わないで反論をして、そしてそれをお詫びもしなかった。これでは議会運営委員会も全くその機能をなしていないですよ。議会もはっきり言って決まったことを。いいですか。ここには大事な問題があるんです。

そもそも村長の一番の間違ひは、いいですか。西郷村議会運営確認事項に、この議会運営事項は、議会が真に住民の意思決定機関としてとあるんです。住民の意思決定機関なんです。その機能を十分に発揮し、正しい会議の運営となる適正な議員活動と議会の品位保持を資することを目的とすると。この議会が真に住民の意思決定機関ということであるならば、なぜ村長がその議会、村民の、住民の意思決定したものを執行しないのかということ。根底から狂っている、間違っている。そして、今言ったように、議会運営委員会で決めたこと、これについて村長が真摯にそれを受けとめないで、大石議員の質疑のみ、議会運営委員会のことについては真摯に受けとめないで、大石議員一人の議員の言うことにはお詫びすると。

こういったことでは、議会運営委員会そのものの存在も危うくなりますので、議会運営委員会を開いて、そしてきちんとこの問題について対処していただきたい。今後のためにも協議をしていただきたいと思います。

- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君の議事進行発言ですが、議長としては村長に対して今おっしゃったようなことを議長も同感であるというふうなことで注意をいたしますので、ここでまた議長にお任せをいただいて、明日、一般質問が終了次第、残余の議案があれば、これはこれとして議運にもお願いをしながらやっていきたいと……（不規則発言あり）それもきついな。何があるかわからないしね。（不規則発言あり）15番議員が開いてくれというふうなご発言があったものだから。（不規則発言あり）わかりました。それでは、議会運営委員会を要請いたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後3時まで休憩いたします。

（午後 2時23分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 3時00分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ただいま議会運営委員会を開催していただきましたが、まだ若干まとまらない部分がございます、あともう少し時間が欲しいというふうなお話がございますので、これより3時15分まで休憩いたします。

（午後 3時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 3時16分）

○議長（鈴木宏始君） 先ほどより議会運営委員会を開催していただき、答申をいただきましたので、議長よりご報告を申し上げます。

村長におかれましては、一般質問の意義を十分に理解されて、誠実で真摯な態度で対応をしていただきたいと議会は強く望んで何本かの議事進行発言もあったわけですが、先ほど議会運営委員会の決定として議長より申し上げた件について、一言のお詫びもなかったということで、議会としてはこれ以上一般質問を続行することは不可能だという結論に達しました。

本日、一般質問が予定されております1番鈴木勝久君と4番藤田節夫君につきましては、議長より心よりお詫びを申し上げますが、本日はここで延会にして、明日の日程を消化して、その後に本日予定されておりました1番鈴木勝久君と4番藤田節夫君の一般質問を続行するというふうなことでございます。

ここでおはかりをいたします。

本日はこれにて延会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、本日はこれにて延会いたします。

（午後3時18分）

